

成年年齢引き下げに係る対応について

標記の件につきまして、本年4月の民法一部改正により、成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられたことから、当組合における18歳、19歳のお客様（以下「新成年者」と記載）からの預金積金・為替・出資金、融資等のお申込み・ご相談について以下の通りいたしましたので、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「新成年者」との契約を可とする取引（預金積金・為替・出資金等）

- (1) 預金・積金契約（普通預金・貯蓄預金・定期預金・譲渡性預金・定期積金・積立定期）・内国為替・外国為替・インターネットバンキング契約
- (2) 総合口座
- (3) 諸届（当座勘定取引に関するものを除く）
- (4) 預金積金・出資金の相続
 - ※ 貸出金残高がある相続については、被相続人の貸出金状況等を踏まえ、個別対応とさせていただきます。
- (5) 出資金

2. 「新成年者」との契約を不可とする取引（預金・出資金）

- (1) 当座勘定取引
- (2) でんさい（電子債権記録）契約
 - ※ 事業性取引開始に伴う当座勘定契約・でんさい契約締結の申し出につきましては、個別対応とさせていただきます。

3. 「新成年者」との契約を可とする融資取引

- (1) 住宅ローン
- (2) 3大目的ローン（マイカー、リフォーム、教育）
- (3) プロパー融資（融資事務取扱要領に準じた取扱いとなります。）

4. 「新成年者」との契約を不可とする融資取引

- (1) カードローン・フリーローン

以 上

「成年年齢引き下げ」に係る対応について【ダイジェスト版】

- 令和4年4月の民法改正により、成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられました。
- 当組合における18歳、19歳のお客様（以下「新成年者」と記載）からの預金積金・為替・出資金、融資等のお申込み・ご相談について以下の通りといたしましたので、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

1. 預金積金・為替・出資金等

「新成年者」が契約可能な取引	「新成年者」が契約できない取引
① 預金・積金契約(普通預金・貯蓄預金・定期預金・譲渡性預金・定期積金・積立定期)・内国為替・外国為替・インターネットバンキング契約	① <u>当座勘定取引</u>
② 総合口座	② <u>でんさい(電子債権記録)契約</u>
③ 諸届 (上記(1)に係る諸届。(注)当座勘定取引は除く。)	
④ 預金積金・出資金の相続 (注)貸出金残高がある相続については、被相続人の貸出金状況等を踏まえ、個別対応とさせていただきます。	
⑤ 出資金	

2. 融資関係

「新成年者」が契約可能な取引	「新成年者」が契約できない取引
① 住宅ローン	<u>カードローン・フリーローン</u> (注)金融庁からの「成年年齢引下げを踏まえた対応」の通達にありますとおり、18・19歳は成年とはいえ生活基盤が不十分で、過大な債務を負い返済能力を上回る貸付を防止する観点から、お取扱いはできません。
② 3大目的ローン(マイカー、リフォーム、教育)	
③ <u>プロパー融資</u> (注)但し、融資事務取扱要領に準じた取扱いとなります。	